

脆弱性報奨金制度規約

脆弱性報奨金制度（以下、「本制度」といいます。）はサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）によって開催されます。

本制度に基づき脆弱性情報を報告される方（以下、「報告者」といいます。）は、以下の内容に同意するものとします。

第1条 目的

本制度は、社外の専門家からサイボウズの製品および、サービスの脆弱性情報を早期かつ、適切に報告いただき、サービスの品質向上に役立てることを目的としています。

第2条 実施要領

1. 本制度は報告者が脆弱性を発見し、サイボウズの脆弱性情報報告窓口に報告いただいた場合に、別途定めるサイボウズの認定基準に沿って認定後、サイボウズの信頼性向上への協力に対して感謝を表し報奨金を支払う制度です。
2. 本制度はホームページに掲載している実施期間において実施されます。また、サイボウズの都合により途中で中止する場合には30日前までにホームページで告知します。

▼ 脆弱性報奨金制度サイト

<http://cybozu.co.jp/company/security/bug-bounty/index.html>

3. 本制度に基づき脆弱性情報を報告できる方は、日本語または英語でコミュニケーションが可能な個人の方または法人もしくは団体とします。ただし、サイボウズおよびサイボウズの子会社の従業員は、本制度を利用できません。
4. 支払い基準を含む実施要領の詳細については、別途定めるルールブック等をご確認ください。

第3条 報奨金

1. 報告者は、本制度において発見した脆弱性情報（以下、単に「脆弱性情報」といいます。）を本制度の支払い認定対象とするために、別途定める手続きに従ってサイボウズの脆弱性報告窓口に報告を行う必要があります。また、前条第2項に定める中止の場合には、中止告知日より前に報告を受けた脆弱性情報が認定対象となります。
2. 本制度は、報告者から登録料等は徴収せず、報奨金はサイボウズがその全額を提供するものとし、別途定めるルールブック等に記載のサイボウズの認定基準に沿って認定後、金1千円から金200万円までの報奨金を支払います。
3. 報奨金の支払いはサイボウズが指定する報告者の金融機関の個人口座（報告者が法人名義の場合も個人口座とします。）に振込みにて支払うものとします。
4. 報告者から報奨金の支払いに必要な情報が得られないため、サイボウズが支払いを行うことができない場合、その報告者は、報奨金の受領資格を喪失することがあります。

第4条 知的財産権等

1. 本制度ならびに本制度の対象ソフトウェアおよび対象サービスに関する、著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、ノウハウ、その他の権利（以下、「知的財産権等」といいます。）は、サイボウズに帰属します。これらの知的財産権等は、著作権法、商標法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

2. 報告者は、サイボウズに報告した脆弱性情報の全部または一部について、サイボウズの判断で IPA その他の第三者に提供、公表等することを許諾するものとします。

第5条 秘密情報の取扱い

1. 報告者は脆弱性情報を秘密情報として取扱うものとし、第三者に対して開示、漏洩、公表等しないものとします。ただし、報告者は、サイボウズが当該脆弱性を公表した後、サイボウズからの事前の書面による承諾を得た場合に限り、当該脆弱性情報を開示することができるものとします。なお、本条に基づく秘密保持義務は、本制度終了後においても有効に存続するものとします。
2. 報告者は、本制度の感想等について、SNS への投稿等を含む第三者への公開を行うことができます。ただし、脆弱性情報については、前項の定めに従うものとします。
3. 報告者が本条の規定に違反した場合、報奨金の受領資格を喪失するものとします。また、報奨金を受領済みの場合は報奨金の返還に応じるものとします。

第6条 免責

報告者は、報告者自身の責任のもとで本制度に基づき報告するものとし、本制度に基づき脆弱性情報の報告を行ったこと、その他本制度への関与によって生じた損害について、サイボウズが一切の賠償責任を負わないことに同意するものとします。本制度に関わる報告者間または第三者との紛争についてサイボウズは一切関与せず、前条に違反したことにより第三者に生じた損害を含め、報告者は自己の責任と負担によって紛争を解決するものとします。

第7条 個人情報の取扱い

1. サイボウズは、報告者の個人情報を次の目的のために利用します。
 - (1) 本制度の実施・管理・運営のため
 - (2) 本制度の報奨金の受け渡しにあたり、必要な確認および連絡をするため
2. 法令に従った要請や法令の手續上必要とされる場合、サイボウズ、他の報告者または第三者の権利を保護するために必要な場合等、サイボウズが必要と判断した場合に、サイボウズは報告者の個人情報を第三者に対して開示することがあります。その他の事項については、以下のプライバシーポリシーを参照できます。

▼ 個人情報保護方針 (Privacy Policy)

http://cybozu.co.jp/company/copyright/privacy_policy.html

第8条 本規約の変更

1. サイボウズは、報告者へ事前告知なく、本規約に新たな規定の追加および変更を行うことができます。
2. 本規約に変更があった場合は、サイボウズは報告者に対しその内容を通知するものとし、報告者が変更後も継続して本制度を利用している場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。ただし、文言の修正等、報告者に不利益を与えるものではない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略することができるものとします。

第9条 準拠法および裁判管轄

本規約は、法の抵触に関する原則の適用を除いて、日本国の法律を準拠法とします。また、本規約に関して紛争が生じた場合は、訴額に応じて東京簡易裁判所および東京地方裁判所を専属第一審管轄裁判所とします。